

**横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業（中区）にかかる
運営事業者募集 質問及び回答**

	書 類	ページ	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
1	募集要領	P 1	設計・工事について	設計業者は、運営事業者が指定できるのでしょうか。	指定できません。
2	募集要領	P 2	貸付条件について	建物構造について、今後変更の可能性があるとのことですが、例えば、「地上2階建て」になることはありますか。	ありません。
3	募集要領	P 4	建物について	物件はどんな状態で引き渡されますか。	建物は壁、柱、天井、建物内への給水、排水、電気の引込までを想定していますが、詳細は今後設計を進めていく中で変更になる可能性があります。
4	募集要領	P 4	貸付方法等	トイレは市が整備するとのことですが、個数と平米数を教えてください。	平米数は未定ですが、トイレは横浜市福祉のまちづくり条例（※）に沿って計画します。なお、最少設置数は多目的トイレ1つです。 ※福祉のまちづくり条例「指定施設整備マニュアル」（P98-115）をご参照ください。 http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/kenki/kenki/jourei/barrierfree/
5	募集要領	P 4	貸付方法等	該当地の下は、何もない状態という認識でよいでしょうか。	何もない状態です。
6	応募書類 （表紙）	1-1	提出書類について	提出書類の中の「事業計画の実施に必要な免許証、許可証又は許可証の写し」とは、具体的に何を指しますか。	事業を実施する上で必要な免許証・許可証がある場合はその写しをご提出ください。必要な書類が提出されていない場合は、確認のためご連絡します。

7	企画書 (様式2)	1-8	記載内容について	「地域とどのように連携するのか」の地域とは、どの範囲を想定していますか。	関内エリアを想定しています。ただし、必要に応じてエリア外の連携を行うことも妨げません。
8	企画書 (様式2)	1-8	記載内容について	「地域とどのように連携するのか」とは、「障害者を通じた地域との連携」と考えてよいでしょうか。	基本的には、「障害者を通じた地域との連携」として考えてください。ただ、連携先が障害分野に取り組んでいなくとも事業趣旨に合致する連携の形があれば、ご提案ください。
9	イメージ図	3-1	建物について	建物が立たない土地（港町2丁目7番8）の部分について、「ごみの仮置き場」として使用できますか。また、建物に出口を追加することは可能ですか。	使用は検討可能です。ただし、ごみ置き場を作ると、不法投棄などがあるため、設計の中で資源循環局と協議となります。出口は設計の中で検討します。
10	イメージ図	3-1	建物について	配管の場所は決まっていますでしょうか。	現段階では決まっていません。配管の位置は設計を進めていく中で検討します。
11	その他		関係機関への事前確認について	飲食店を想定している場合、保健所などの関係機関に、事前に確認をとる必要はありますか。その場合、応募者のみで対応してよいでしょうか。	応募者で対応して構いませんが、応募書類を提出する時点では企画段階のため、詳細の確認までは不要です。
12	その他		関係機関への事前確認について	現時点と建物完成後では、図面の変更も想定され、飲食店許可が下りないこともあると思います。その場合には、設計の段階で相談にのってもらえるのでしょうか。	今後設計する中で運営事業者の意見の採用について検討します。現時点では企画段階なので、運営事業者が色々と提案しても構いません。
13	その他		障害者の雇用について	障害者を雇用する場合、どこから雇用できるのでしょうか。	基本的にはハローワークで求人を出す形になりますが、市内には「障害者就労支援センター」という機関があり、企業からのご相談もお受けしています。